

人権コラム(第27回) 誰もが自分らしく生きるために



これまでの社会は、性別が「女性」か「男性」だけで、また異性を好きになることが「あたりまえ」として制度や仕組みが作られてきました。

しかし、同性を好きになる人、同性も異性も好きになる人、身体の性別に違和感がある人たちなど、「LGBTQ」「性的マイノリティ」といわれる人たちも一緒に暮らしています。そのような人たちに対する無理解・無関心あるいは誤った認識が、当事者に生きづらさを感じさせている場合があります。

また社会が抱く性的マイノリティへの否定的なイメージや人々の意識にある根強い偏見が、カミングアウトを難しくしています。自分が周りの人と違うと感じていることを親や学校、職場で打ち明けている人は少数にとどまっています。ほかの人と違うことで、「拒絶されるのではないか」「関係が壊れるのではないか」「いじめられるのではないか」などの不安があるからです。

みんなが違っていることが「あたりまえ」であり、すべての人が、たった一人の大切な存在です。性的マイノリティの人たちがどのような思いで生きているのか、どのような生きにくさを抱えているのか、考えてみなければなりません。誰もが自分らしく生きることができる仕組みづくりが必要と考えます。

パートナーシップ宣誓制度を知っていますか？

橿原市では、すべての人の個性が尊重され多様性を認め合う社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度の導入を来年度に予定しています。

パートナーシップ宣誓制度とは、自治体が性的マイノリティなどの理由から生きづらさを感じているパートナーに婚姻に相当する関係と認め証明するものです。2015年11月に渋谷区と世田谷区で施行され、今年8月時点で、463の自治体で導入されています。県内では奈良県と6市、3町が導入済みで、更に検討している自治体もあります。

この制度は婚姻制度と異なり、法律上の効力（相続や税金の控除など）が生じるものではありませんが、周囲の方の理解を得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

今後、市民の皆様への周知・啓発を図り、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いの価値観や個性などの違いを多様性として認め合えるまちづくりを目指していきたいと考えています。